佐賀県地域医療対策協議会 (令和4年度第3回) 資料3-1

佐賀県キャリア形成卒前支援プランについて

- I. 佐賀県キャリア形成卒前支援プランの策定について(協議事項) <資料3-2>
- 2. 令和5年度版 佐賀県キャリア形成卒前支援プロジェクトの策定について(協議事項) <資料3別紙>

佐賀県健康福祉部医務課 医療人材政策室 令和5年3月10日

1. 佐賀県キャリア形成卒前支援プランの策定について (協議事項) <資料3-2>

キャリア形成プログラム運用指針の改訂内容(令和3年12月1日付)

令和3年度第3回 地域医療対策協議会 資料(抜粋)

「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について

医師偏在対策の更なる推進のため、令和3年12月1日付で「キャリア形成プログラム運用指針」の一部を改正し、 具体的には以下の項目を追加した。

1.キャリアコーディネーターの配置

都道府県は、医師偏在対策と地域枠医師等のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材(キャリアコーディネーター)を配置する



⇒医師育成・定着支援センター医師(江村特任教授、 徳島特任助教に委嘱)

3. キャリア形成プログラムの充実

キャリア形成プログラムの更なる充実に向けて、 都道府県は、地域枠医師等の意見を参考に、研修 環境の整備や勤務負担の軽減に努めるものとし、 就業開始後も、満足度等を含む意見聴取を定期的 に実施する



⇒毎年度、対象者との面談を実施し、意見を聴取

2. 修学資金貸与対象者の明確化(確保基金)

地域医療に従事する医師を増加させるため、別枠 で選抜された地域枠の学生だけではなく、それ以 外の学生においても、本人の希望により卒業後に キャリア形成プログラムを適用する場合は、都道 府県が行う修学資金の貸与に対し、地域医療介護 総合確保基金の活用を可能とする



4.キャリア形成卒前支援プランの策定

地域医療に従事することを希望する者が、学生・ 臨床研修の期間を通じてその意思を継続すること ができるよう、都道府県は、「キャリア形成卒前 支援プラン」を策定し、学生の地域医療マインド 涵養のために、地域医療に関する実習や講義の支 援等を行う



※キャリア形成卒前支援プランの適用は令和5年度以降

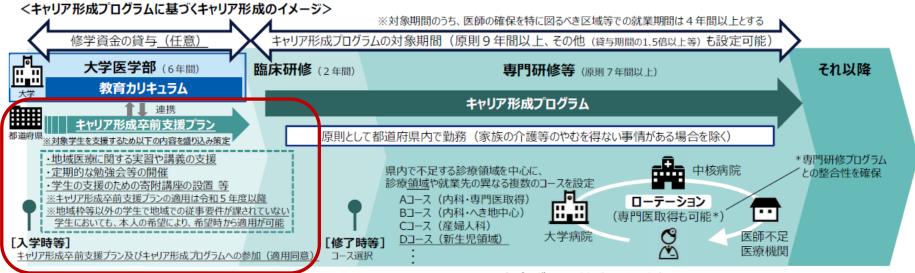
キャリア形成プログラム運用指針の改訂内容(令和3年12月1日付)

令和3年度第3回 地域医療対策協議会 資料(抜粋)

キャリア形成プログラムについて(改正の内容) ※改正箇所は下線

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される 医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則(省令)及びキャリア形成プログラム運用指針(通知)に規定



<キャリア形成プログラムの対象者>

- 地域枠を卒業した医師
- 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- 自治医科大学卒業医師(平成30年度入学者までは任意適用)
- その他プログラムの適用を希望する医師

※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療 介護総合確保基金の活用が可能

<キャリア形成プログラムに基づく医師派遣>

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

- ※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する
- ※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする
- ※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材(キャリアコーディネーター)を配置する
- ※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的に実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

対象者の地域定着促進のための方策

<対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援>

- 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の 異なる複数のコースを設定する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- 出産、育児等のライフイベントや、大学院進学・海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする(中断可能事由は都道府県が設定)

<プログラム満了前の離脱の防止>

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認(中断事由 が虚偽の場合は、契約違反となる)
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする(家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く)

キャリア形成プログラム運用指針の改訂内容(令和3年12月1日付)

令和3年度第3回 地域医療対策協議会 資料(抜粋)

1. キャリア形成卒前支援プランの概要

- ▶ 各大学で実施している医学部の教育カリキュラムが基盤
- ▶ 地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援
- ▶ 都道府県が大学の協力も得つつ策定した計画案により地域医療対 策協議会において協議の調った事項に基づき策定
- ▶ 都道府県は、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るための プロジェクト(以下「卒前支援プロジェクト」という。) を策定
- ▶ 卒前支援プロジェクトは、原則として、当該都道府県内で実施

2. 対象者

- > 地域枠で入学した学生
- ▶ 従事要件がある地元出身者枠で入学した学生 ※本県該当なし
- ▶ 自治医科大学の学生
- ▶ その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生
- ▶ キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和5年度以降に 大学の医学部に入学した者に限る(それ以前の入学者については、 その者の同意を得て、適用するよう努める)

3. 卒前支援プロジェクトの設定

- ▶ 卒前支援プロジェクトは必ず I つは設定
- ▶ 特定の診療領域や政策的に確保が必要な診療領域のための卒前 支援プロジェクトを追加して設定可

4. 卒前支援プロジェクトの内容

- ▶ 都道府県は、地域医療対策協議会における協議を経て、大学や医療機関等と連携し、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催及び対象学生の支援のための寄附講座の設置等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識を向上
- ▶ 原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定 に関する教育を活用して卒前支援プロジェクトの枠組みに位置付ける ことや、連動した取組を実施することが望まれる)
- ▶ 各卒前支援プロジェクトは、大学内の講義等にとどまらず、医師の確保 を特に図るべき区域等、将来キャリア形成プログラムにより従事することが見込まれる医療機関や地域においても実施

5. キャリア形成卒前支援プランの改善等

- ▶ 都道府県は、毎年度、地域医療対策協議会における協議を経て、各卒 前支援プロジェクト等を改善するよう努める
- ▶ 都道府県は、既存の卒前支援プロジェクトの内容や、新たに設定又は変更しようとする内容について、対象学生の意見を聴く
- ▶ 都道府県は、対象学生から意見を聴いたときは、キャリア形成卒前支援プランの内容に反映させるよう努める

6. キャリア形成卒前支援プランの適用

▶ 都道府県は、令和5年度以降に大学医学部に地域枠で入学する者に対しては、<u>当該入学者の選抜を実施するときまでに、対象学生の同意</u>により在学中にキャリア形成卒前支援プランが適用されることを通知

令和3年度第3回 地域医療対策協議会 資料(抜粋)

ポイントⅠ:対象者

✓地域枠以外の学生も広く参加できるものに

偏りなく、対象を「地域枠だけ」にしない

ポイント2:内容

✓佐賀県への定着につながるものに

WHOが示した「医師の定着率向上のための介入領域」を踏まえ、プロジェクトを創設 【プロジェクト創設の視点】

A3:学生のときの地域医療の体験教育

A4:地域医療の課題に関するカリキュラム

D5:士気を高め、孤立させないための医師のネットワーク

✓地域間・診療科間偏在の解消につながるものに

西部医療圏、特定診療科(産婦人科など)での実習機会を設けられないか

ポイント3:学生主体

✓学生のニーズを反映し、楽しんで参加できるものに

将来的に学生が主体的に企画に関わる状況を作れないか

2. 令和5年度版 佐賀県キャリア形成卒前支援プロジェクトの 策定について(協議事項) <資料3別紙>

佐賀県キャリア形成卒前支援プロジェクト内容決定のプロセス

キャリア形成卒前支援プロジェクト内容決定については、県と医師育成定着支援センターで共同し、対象学生へヒアリングを行いながら検討を行う。翌年度のプロジェクト内容について、地域医療対策協議会へ意見聴取を行い、I月頃を目途に次年度プロジェクト内容を確定する。

時期	医師育成定着 支援センター		県	地域医療対策協議会
4~11月		次年	返り(対象学生へのヒアリングも実施) 度プロジェクト検討 プロジェクト内容検討	
12月頃	プロジェクト の実施			次年度プロジェクト内容
月頃		次年	度プロジェクト内容の確定	の意見照会
2~3月				次年度プロジェクト内容の報告
4月~	新プロジェクト の実施			